

令和4年度 魅力発信動画制作費補助金のご案内

1 事業内容・目的

この事業は、就職を希望する若者等の市内企業への就労の促進を目的として、北上雇用対策協議会の賛助会員企業が自社の魅力を発信するための動画を製作する経費の一部を補助するものです。

2 補助金対象者

次に掲げる要件を全て満たす北上雇用対策協議会の賛助会員企業が対象となります。

- (1) 令和5年3月に大学、大学院、短期大学又は高等専門学校等を卒業見込みである者を採用する計画があること。
※高校卒業見込みの者は対象になりません。
- (2) 岩手県が行う「いわてで輝く若手人材PR動画」で動画作成をしていないこと。
- (3) 国、県又は市の他の補助金の交付を受けておらず、かつ、申請後においても当該補助金の交付を受けないこと。

3 補助対象事業

補助対象者が外部事業者へ委託し、就職を希望する若者等に補助事業者の事業の内容を紹介するための動画※1の制作※2とする。

※1 動画投稿サイト、自社ホームページその他の不特定多数が閲覧できる媒体に公開する動画に限る

※2 既存動画のリニューアルを含みます。

- ◆交付決定後に事業を着手してください。
- ◆令和5年3月31日までに事業者への支払いが完了するものが対象です。

4 補助対象経費等

動画制作を外部事業者への委託する経費の2分の1以内の額（上限1事業者当たり10万円）

※補助金の交付は、1事業者につき1回です。

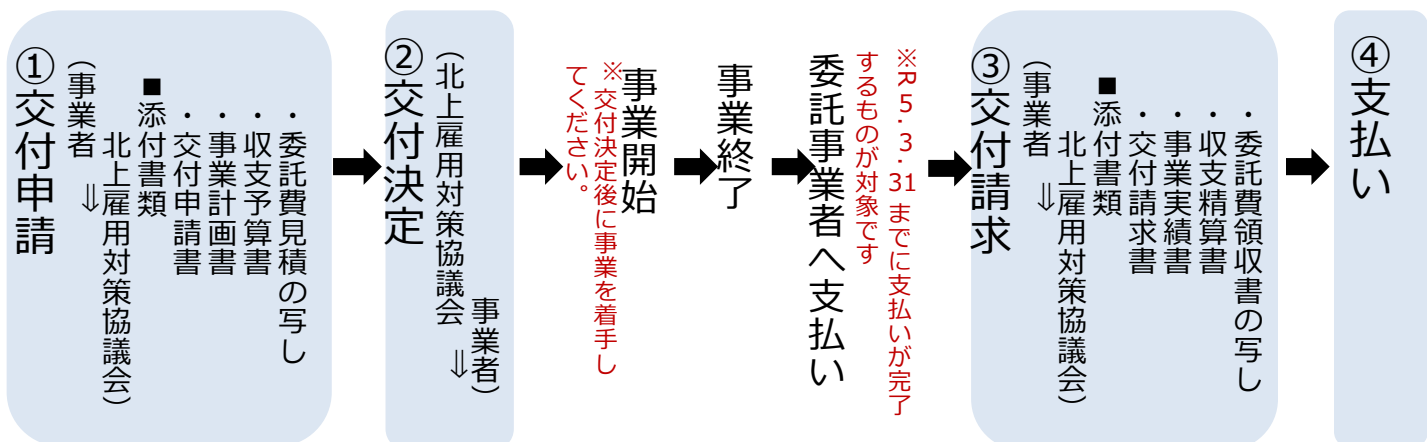
5 補助対象事業所の数

最大5社まで（先着順）

6 受付開始

令和4年6月8日（水）から

7 申請手続き



※交付申請書等の様式は北上雇用対策協議会ホームページに掲載しています。

北上雇用対策協議会HP



◆問い合わせ◆

北上雇用対策協議会事務局（北上市商工部産業雇用支援課内）

TEL 0197-72-8243

FAX 0197-64-2171